

# 八代市デジタルプレミアム商品券

## 利用可能店舗 募集要項

八代市デジタルプレミアム商品券事務局（八代商工会議所）  
専用電話：080-9832-5844（土日祝日を除く 9：00～17：00）  
※後日、専用利用可能店舗コールセンターを設置いたします。

## 事業の趣旨

コロナ禍における原油価格・物価高騰に直面する市民や事業者の支援を目的に、アプリ版とカード版（二次元バーコードが印字されたもの）の「八代市デジタルプレミアム商品券」（以下、「商品券」）を販売いたします

### I. 商品券について

#### 1) 事業概要

- ① 名 称 八代市デジタルプレミアム商品券  
(アプリ版商品券、カード版商品券)
- ② 発行者 八代市
- ③ 発行総額 1,722,000,000 円（うちプレミアム分 492,000,000 円）
  - 1 口 1,000 円 1名 10 口まで プレミアム 40%
  - 1 口 1,000 円で 1,400 円分、1 人 10 口まで購入可能
- ④ 取り扱い店舗申込み期間 令和 4 年 8 月下旬から令和 4 年 9 月 9 日（金）までに登録された場合のみ市報折込に掲載されます。それ以降に登録された場合は、ホームページのみの掲載となります。令和 4 年 12 月 26 日まで随時募集します。
- ⑤ 利用期間 令和 4 年 10 月下旬から令和 5 年 1 月 31 日（火）まで
- ⑥ 利用可能店舗 八代市内に店舗を有し、安心なまちやつしろプロジェクトに登録している店舗

#### 2) 商品券取り扱い厳守事項

- ① 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- ② 商品券と現金の交換は禁止しています。
- ③ 不足分は現金等で受け取ってください。
- ④ 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- ⑤ 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- ⑥ 商品券の偽造または模造等に対して、発行者（八代市）は責を負いません。
- ⑦ 利用期間外の商品券は取り扱いできません。
- ⑧ 商品券の交換又は売買はできません。
- ⑨ 利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

### 3) 商品券の対象にならないもの

- ① たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入(電子たばこを含む)
- ② 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ③ 出資や債務の支払い(税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など)
- ④ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑤ 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ⑥ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産や資産性の高いもの(自動車等)に関わる支払い
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第1号から第3号及び第11項を除く)に規定する営業に係る支払い
- ⑧ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑨ その他、各利用可能店舗が指定するもの
- ⑩ 保険診療対象となる医療費等の支払い
- ⑪ その他八代市が商品券の利用対象として適当を認めないもの

## II. 利用可能店舗の募集概要

### 1) 参加資格

- ① 八代市内に事業所・店舗を有し、安心なまちやつしろプロジェクトに登録している者。
- ② 八代市内の店舗のみにおいて商品券を制限できる者。  
但し、次の事業者を除く。
  - (ア)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている者
  - (イ)特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
  - (ウ)上記3. [商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等
  - (エ)暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 2) 利用可能店舗の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ① 利用可能店舗であることが明確になるよう、ステッカー（加盟店舗に配布）を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ② 本事業遂行にあたり決済にスマートフォンまたはタブレット端末が必要となります。事業者または従業員が所有するスマートフォンまたはタブレット端末にアプリケーションをインストールすることで決済が可能です。決済に使用することができるスマートフォンまたはタブレット端末を所有しない事業者にはタブレット端末を貸与します。機器の適切な取扱いをお願いします。なお、貸与するタブレット端末は原則として一店舗1台とします。
- ③ 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、使用を拒否するとともにその事實を速やかに警察へ通報すること。また、その旨を八代市および八代市デジタルプレミアム商品券事務局（以下「事務局」という。）へ報告してください。
- ④ 商品券の売買又は現金との交換は行わないでください。
- ⑤ 先にあげた商品券の使用対象とならないものの取引は行わないでください。
- ⑥ 国、熊本県及び八代市の新型コロナウイルス感染症対策に係る対応方針や要請に応じてください。
- ⑦ 事務局が行う調査への協力をお願いします。
- ⑧ 八代市デジタルプレミアム商品券事業の運営に協力をお願いします。

## III. 申込み方法等

### 1) 申込み方法

申込みを希望される事業者は、募集要項の内容に同意のうえ、「利用可能店舗登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、登録口座通帳(表面・見開き)の写しを同封の上、郵送でお申込みください。

〒866-0862 熊本県八代市松江城町6-6 八代商工会議所内  
八代市デジタルプレミアム商品券事務局 行

### 2) 募集期間

令和4年9月9日（金）までに登録された場合のみ、市報10月号の折込に掲載されます。それ以降に登録された場合は、ホームページのみの掲載となります。なお、利用可能店舗の登録は、令和4年12月26日（木）まで随時募集しております。登録の通知は事務局での審査を経て、ホームページへの取扱店舗名掲載をもって代えさせていただきます。

### 3) 登録・確認

申込みのあった事業者については、確認の上、利用可能店舗として登録します。ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、登録を取り消すことがあります。

- ① 申込内容に虚偽・不備・不正等があった場合
- ② 募集要項に違反する行為が認められた場合
- ③ 八代市及び事務局が登録を取り消す必要があると判断した場合

## IV. 決済方法について

- 1) 決済には、電子機器（タブレットまたはスマートフォン）が必要です。
- 2) お持ちのスマートフォンまたはタブレット端末にアプリをダウンロードすることで簡単に決済が可能です。
- 3) 決済用タブレット端末等については、今後のデジタル社会の推進に向けてこの機会にぜひ導入を検討ください。
- 4) スマートフォンまたはタブレット端末をお持ちでない方に対しては決済端末を貸与します（数量に限りがあります）。
  - ① 決済端末を貸与する場合、返送料をご負担いただく予定です。
  - ② 決済端末には決済専用アプリをインストールした状態で貸与します。
  - ③ 決済端末を破損した場合、代替品の貸与は可能ですが、手配まで1カ月程度を要します。
  - ④ その他免責事項については、決済端末送付時にお知らせしますのでご一読ください。

## V. 換金について（換金方法と手順）

物品の販売又は役務の提供などの取引において商品券を利用された利用可能店舗は、下記サイクルのとおり換金します。その方法については以下①～③となります。

- ① 下記別表の換金締め日ごとに自動精算します。（加盟店からの申請は不要です）
- ② 入金は下記別表の振込予定日に口座振込します。振込手数料は事務局にて負担します。
- ③ 利用可能店舗は、取引履歴を確認することで振込額との整合性を確認します。

換金締め日	振込予定日
令和4年11月30日	令和4年12月15日
令和4年12月31日	令和5年1月15日
令和5年1月31日（最終締め）	令和5年2月15日（最終振込）

※利用が集中した場合は、精算が遅れる場合がございます。予めご了承ください。

## VI. その他

- 1) 利用可能店舗向けのマニュアル・ステッカーを作成し、登録後に配布予定です。
- 2) 商品券の取扱い、換金の方法など詳細については、後日配布する利用可能店舗向けのマニュアルを参照してください。
- 3) 募集要項に記載のない事項もしくは定めのない事項に関しては、八代市及び事務局がその都度、対応を決定します。
- 4) 利用可能店舗の情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、安心なまちやつしろプロジェクトのホームページにより広報します。
- 5) 八代市の方針等によって、内容が変更される可能性がある旨をご了承ください。
- 6) 使用者への不利益を与える行為や、故意により八代市及び事務局等に対して損害を与える行為等を行った場合は、換金の拒否もしくは損害賠償を求める場合がございますのでご注意ください。

### 【誓約事項】

- 1) 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 2) 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- 3) 商品券の偽造・悪用・濫用はいたしません。
- 4) 商品券の使用期間中は利用可能店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り、途中辞退はいたしません。
- 5) 商品券の取扱、利用可能店舗の責務のほか、募集要項及び事業約款に記載されている内容に同意し遵守します。
- 6) 商品券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 7) 商品券の取扱に対して、八代市や事務局からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 8) 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（専用ホームページ・チラシ等に掲載）について同意します。
- 10) 当事業者（店舗）は、II（1）の要件を満たしています。

### 附則

令和4年9月6日 I. 商品券について 3) 商品券の対象にならないもの ⑦項 に追記